

2026 年 10 月 6 日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
会 社 名 S B I ホールディングス株式会社
(コード番号 8473 東証プライム)
代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 取 締 役 西 川 保 雄
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

会 社 名 S B I N M 合 同 会 社
代 表 者 代 表 社 員 SBIER株式会社
職 務 執 行 者 西 川 保 雄

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

S B I ホールディングス株式会社(以下「SBIHD」といいます。)の完全子会社である S B I E R 株式会社(以下「SBIER」といいます。)がその持分の全てを所有し、代表社員を務める S B I N M 合同会社(以下「公開買付者」といい、SBIHD と総称して「公開買付者ら」といいます。)は、2026 年 8 月 28 日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場している BASE 株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2026 年 8 月 31 日より本公開買付けを開始しております。

この度、2026 年 8 月 31 日付で提出した公開買付届出書(2026 年 9 月 8 日付及び 2026 年 9 月 30 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、2026 年 10 月 1 日付で対象者より、同日付で対象者の大株主である牧寛之氏(以下「本大株主」といいます。)の代理人から、2026 年 10 月 2 日以降、本大株主の保有割合を 30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴い、記載事項及び公開買付届出書の添付書類である 2026 年 8 月 31 日付の公開買付開始公告(2026 年 9 月 8 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び 2026 年 9 月 30 日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事項(公開買付期間を、公開買付届出書の訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 6 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 10 月 21 日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じたため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 10 月 21 日まで延長し、合計 34 営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、2026 年 8 月 28 日付「BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(2026 年 9 月 8 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された

事項及び2026年9月30日付「(変更) BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けに係る公開買付け期間延長のお知らせ」により変更された事項を含みます。) について訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の概要

(訂正前)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日) から2026年 <u>10月15日</u> (<u>木曜日</u>) まで (<u>30</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の下限	—
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

(注) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)は20.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となる予定です。なお、株券等所有割合は、対象者が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された、2026年6月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として計算しております。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として用いております。

(訂正後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日) から2026年 <u>10月21日</u> (<u>水曜日</u>) まで (<u>34</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付価格」といいます。)
買付予定数の下限	—
買付予定数の上限	23,792,300(株)(注)
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

(注) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)は20.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となる予定です。なお、株券等所有割合は、対象者が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された、2026年6月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として計算しております。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数

(1, 151, 009 個) を分母として用いております。

2. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(訂正前)

<前略>

また、対象者が2026年8月28日に公表した「SBI NM合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBI ホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

(訂正後)

<前略>

また、対象者が2026年8月28日に公表した「SBI NM合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBI ホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

その後、公開買付者は、2026年10月1日付で、対象者より、本大株主の代理人から本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴う訂正届出書の提出により、2026年10月6日、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年10月21日まで延長し、合計34営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年10月6日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(訂正前)

<前略>

なお、対象者は、本大株主との友好的なエンゲージメントを通じて、対象者の成長戦略や企業価値向上策のあり方を多角的に見つめ直す機会を得たことから、本秘密保持契約の有効期間が2026年8月28日までであることも踏まえ、本大株主から経営サポートを受ける可能性について検討したとのことです。結果的にかかる取組みは実施されないこととなったとのことです。その際、対象者は、2026年8月20日、本大株主の代理人から、本大株主に本公開買付け及び本資本業務提携自体を妨げたり、これを巡って紛争化したりする意向は全くない旨の連絡を受領したとのことです。対象者は、かかる本大株主の意向は、一般株主の皆様による本公開買付けへの応募判断において重要な情報であると考え、2026年8月26日、本大株主に対し、①本大株主が自ら又は第三者をして本秘密保持契約終了後、本公開買付けが終了するまでの期間における対象者株式の取得等を行わず、これらを行う意向・予定も公表・表明しないことを依頼するとともに、②仮に本大株主が本公開買付け終了後に自ら又は第三者をして対象者株式の追加取得等を実施する場合には、事前に対象者宛てに一報いただくことを依頼し、対象者から、本大株主の利益及び対象者の企業価値・株主共同の利益の観点を踏まえて事前に協議する機会を依頼する可能性があることをお伝えしたとのことです。同月27日、本大株主の代理人から、これらの要請に対する回答及び対応を留保せざるを得ない状況である旨の連絡を受領しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、対象者は、本大株主との友好的なエンゲージメントを通じて、対象者の成長戦略や企業価値向上策のあり方を多角的に見つめ直す機会を得たことから、本秘密保持契約の有効期間が2026年8月28日までであることも踏まえ、本大株主から経営サポートを受ける可能性について検討したとのことです。結果的にかかる取組みは実施されないこととなったとのことです。その際、対象者は、2026年8月20日、本大株主の代理人から、本大株主に本公開買付け及び本資本業務提携自体を妨げたり、これを巡って紛争化したりする意向は全くない旨の連絡を受領したとのことです。対象者は、かかる本大株主の意向は、一般株主の皆様による本公開買付けへの応募判断において重要な情報であると考え、2026年8月26日、本大株主に対し、①本大株主が自ら又は第三者をして本秘密保持契約終了後、本公開買付けが終了するまでの期間における対象者株式の取得等を行わず、これらを行う意向・予定も公表・表明しないことを依頼するとともに、②仮に本大株主が本公開買付け終了後に自ら又は第三者をして対象者株式の追加取得等を実施する場合には、事前に対象者宛てに一報いただくことを依頼し、対象者から、本大株主の利益及び対象者の企業価値・株主共同の利益の観点を踏まえて事前に協議する機会を依頼する可能性があることをお伝えしたとのことです。同月27日、本大株主の代理人から、これらの要請に対する回答及び対応を留保せざるを得ない状況である旨の連絡を受領しているとのことです。

その後、対象者が2026年9月30日付で公表いたしました「(変更)「SBI NM合同会社(SBIホールディングス株式会社の完全子会社)による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更について」にてお知らせしましたとおり、公開買付者は、2026年9月30日、公開買付期間を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。そこで、対象者は、2026年9月30日、本大株主の代理人に対し、本公開買付けの公開買付期間が延長されることを連絡するとともに、対象者が本大株主から経営サポートを受ける可能性に関する対象者の検討経緯等に関して本大株主から2026年8月27日に受領した確認書に対する対象者の回答書を送付したところ、これに対し、同年10月1日、本大株主の代理人から、本大株主としては、上記延長が行われる前の本公開買付けに係る公開買付期間中対象者株式の売買を控えていたが、当該経営サポートに関連して対象者株式の自由な売買が制限される本大株主の「不利益について真摯に検討していない対象者執行サイドの意向に付き合うことはでき」ず(鍵括弧箇所は本大株主の代理人からの連絡の引用。次の鍵括弧箇所も同様です。)、また、対象者株式の「買付けを再開しても、SBIHDの利益を害することではなく、むしろ、一般株主の利益に資するとの判断に至」ったため、同月2日以降、本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の連絡を受領したとのこ

とです。対象者は、当該経営サポートに関連して本大株主に生じ得る不利益も考慮しながら、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から真摯に検討及び対応を行ってまいりましたが、こうした対象者の考えと本大株主との間で見解の相違が生じているとのことです。

<後略>

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日に設定しておりましたが、2026 年 9 月 30 日、公開買付期間を 30 営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 34 営業日に設定しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(2) 日程等

(訂正前)

② 買付け等の期間

2026 年 8 月 31 日（月曜日）から 2026 年 10 月 15 日（木曜日） まで（30 営業日）

(訂正後)

② 買付け等の期間

2026 年 8 月 31 日（月曜日）から 2026 年 10 月 21 日（水曜日） まで（34 営業日）

(7) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2026 年 10 月 22 日（木曜日）

(訂正後)

2026 年 10 月 28 日（水曜日）

以上